

平成 28 年度 第 7 回江津市農業委員会総会

日時：平成 28 年 10 月 20 日(火) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席委員（19 名）

- 1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 4 番柳原良雄  
5 番佐々木要 6 番原田和徳 7 番河村博幸  
8 番佐々木敏行 9 番多田正哉 10 番井上清澄  
11 番富金原義則 12 番植田勇治 13 番山田博  
14 番益田孝雄 15 番佐々木英夫 16 番二本木 俊二  
19 番嘉戸晋太郎 20 番田代和秋 21 番流理森  
22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事西谷公巳夫  
係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 28 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。稲の刈り取りもほとんど終わったのではないかと思います。今年はどうだったでしょうか。また、今年には熊が多く出没して、私の方にも出没して怖いなと話題になっております。今は秋祭りの時期で皆さん大変忙しいと思いますが、農業委員の活動も頑張っていきたいと思っております。

それではただ今より、平成 28 年度、第 7 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は高畑委員、仲津委員、佐々木康規委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は 19 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 異議なしと認め、私から指名させていただきます。

4 番 柳原 良雄 委員、5 番 佐々木 要 委員、を指名いたします。よろしく、  
お願いいたします。

農地法 第3条

《 松川町太田 》

会 長 次に、日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請  
の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の二本木  
委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページ、場所の方は1ページをご覧頂きたいと思います。場所  
は●●●●●●●●●●2筆で、両方とも田です。面積は1,976㎡になります。  
3条の有償移転です。譲渡人は●●●、譲受人は●●●●●。いずれも●  
●●●●でございます。受入世帯は3人中3人です。申請人は●●●●●で、  
対価は10aあたり150千円、担当委員は二本木委員さんです。許可基準に  
照らし合わせましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、二本木委員、調査結果の報告をお願いします。

16番委員 それでは、場所の方を説明させていただきます。位置図の1ページでございま  
す。江津バイパス9号線から261号線に入りまして、江津興産そして西谷砕  
石の跡地、大畑砕石の跡地を過ぎまして、江津バイパスから約3.4キロ桜江  
町に進みますと、丁度、●●●●●●宅が地図の左上にあります。そこの方  
に行きます。●●●●●●の前を、左に山の方に向かって小さい道路がありま  
すが、そちらの方に進んで頂いて、地図の右真ん中の方になります。福富京子さ  
んの前の方、この黒塗りの所が●●●●●の田んぼになります。本人に確認を  
しましたけれど、ここに書いてあるように、本人が病気になりまして体力的に  
限界があるということで、でございますが、この方に譲りたいという話をして  
おられました。この場所につきましては、ご存知の方もいらっしゃるかと思  
いますが、今ほ場整備の工事中でございます。ほ場整備をしておりますので、そ  
れをもって移転をしながら、今後ほ場整備の問題が出てくると、この辺も含め  
て今回整備されたのかなど。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。以上です。

会 長 ただ今、調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等は

ありませんか。

9 番委員 ●●●●●承知しておりますけれど、この農地を取得して、自営でされると  
いうことが確実なのですか。

16 番委員 はい。本人に確認しましたら、するということをおっしゃられました。

9 番委員 既に、経営農地が 6 反 7 千とありますよね。これも、実際には耕作している  
のですか。

16 番委員 しておられます。

9 番委員 わかりました。

会 長 他に質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する  
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の  
1 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 後地町 》

会 長 次に、日程第 3、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請  
の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の多田委  
員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所の方は 2 ページになりますので、そ  
ちらをご覧くださいと思います。場所ですが、●●●●●両方とも畑でございます。  
面積が合計 326 m<sup>2</sup>です。申請人は●●●●●。転用目的は住宅を建て  
るということです。申請人は●●●●●で、担当委員は多田委員さんです。工  
期は昭和 33 年 12 月日不詳です。この案件につきましては、顛末書が出てお  
ります。立地基準、一般基準を照らし合わせて特に問題はありませんでした。  
以上です。

会 長 それでは、多田委員、調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 場所は後地町でも日本海に近い尾浜という集落になります。西の端の方です。  
これは、既に昭和 33 年より前に家が建っておりました。このたび、相続に当

たって農地の上に家が建っているということで、相続登記が出来ないということで申請がありました。顛末書も出ていることですので、先代の方が既に畑の上に家を建てていたということです。特に問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 桜江町今田 》

会 長 　次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の井上委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は先程の 3 ページ、番号 2 になります。場所の方は 3 ページをご覧くださいと思います。場所は●●●●●。申請人は●●●●●。転用目的は資材置場にしたいということです。理由としましては、自家用の機械、資材の置き場として使用したいということです。申請人は本人。担当委員は井上委員。工期は昭和 48 年月日不詳からということで、顛末書も出ております。立地基準、一般基準に照らし合わせましたが特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 　それでは、井上委員、調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 　この 4 条の申請ですが、最後に出てきます非農地証明の案件と関係がある訳ですが、皆さんに写真があると思うので、見て頂きたいと思えます。一番上の写真の所に赤線で雑種地と今回の申請地が記してございます。雑種地の線が引いてある右側というのが、現在は●●●●●の土地ですが 4 年前くらいにこれを買って取っておられます。この申請地も井上さんはここに自分の土地があるということが分からなかったようでして、これは非農地証明の説明になりますが土地そのものというのは、今は●●●●●の土地ですけれども、買い取る前は●●●●●が借りて、土建業の為の重機とか資材を置いておられたのですが、

何年か前に廃業されまして重機や資材を全部処分されて、空っぽの状態になっていたものをもらい受けておられます。顛末書が出ていますが、●●●●●が建てた訳ではなくもらい受けておられます。お母さんに聞いたところ、昔貸したかもしれないという話をされていたようでございます。今の申請地の所は私が借りておりますし、真ん中の写真で黄色いシートをかけた物が見えますが、これは●●●●●が貸して頂いているような状況でございます。この土地というのは、地図を見て頂きますと、申請地の裏側に二本線が引いてあって先に、小さい大山祇神社という宮の印がありますけれど、これは間違いでして、申請地の右側の方に大山祇神社というのがありますけれど、申請地と大山祇神社、●●●●●という住宅がありますが、この裏側に宮の谷川という川が流れています。58年の大水害の時にこの申請地や谷川等、全部土石流で埋まって八戸川まで全部埋まったのが、あの時の水害で、この位置図にあります道路を水が流れたという大水害でして、畑もどの辺までかよく分からないというのを、●●●●●が言っておられました。あと、非農地証明の関係になるのですが、水が流れた道という道がなご林道というのですが、ここに堰が出来た為に林道もアパートと●●●●●の住宅の間を下方向から左方向に向けて変わったのがこの林道です。この位置ですが、真中上の辺に今田集会所がありますが、その前に今田集会所前という生活バスの停留所がございます。この道が今田月の夜大和線という市道でございます。市道を上の方向にずっと進みますと、桜江金城線に繋がりますし、反対右方向に行きますと新しく出来た、日桜ロードに当たります。以上でございます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第5条

《 嘉久志町 》

会 長 日程第 4、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 及び 2 については譲受人が同一であり関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページの番号 1 と 2 になります。場所の方は 4 ページをご覧くださいと思います。番号 1 です。農地の場所ですが、●●●●●、登記簿現況ともに畑となっております。面積が 40 ㎡。所有権の移転ということです。譲渡人は●●●●●、農業の方です。譲受人は●●●●●、無職の方です。転用目的は個人住宅を建てたいということです。理由としましては、申請地を住宅用地として取得し転用するという事です。申請人は●●●●●さんで、対価は 10a あたり 28,760 千円、担当委員は原田委員さん。工期は許可の日から平成 29 年 3 月末日までということです。次に番号 2 です。●●●●●で、いずれも畑です。合計で 157 ㎡。譲渡人は●●●●●、譲受人は先程の方と一緒にです。転用目的と転用理由は同じです。一般基準、立地基準、許可基準に照らし合わせましたが、特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 それでは、原田委員、調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 位置図は 4 ページをご覧ください。真ん中斜めに走っているのが、9 号線です。上の方から江津方面から都野津方面に走っています。これを斜めに下りていきますと、真中辺りに三井生命江津営業所があるのですが、ここは、昔の電電公社の建物です。それから少し 9 号線を下りて行きますと、●●●●●の自宅がありますが、現在は●●●●●に変わっています。この角を北側に登って行きますと、空白になっている建物がありますが、ここは以前●●●●●があった跡地です。これの手前を右に入りまして、真っ直ぐ行った所が申請地に当たります。周りは住宅が建っている状況で、耕作をされている所は、●●●●●が今一部、野菜等を耕作されているということです。その右隣りが空白になっていますが、これは以前住宅に転用したいということで申請許可が下りている所で、今住宅を建設されています。その右隣りが今回の申請地ということで、周りも耕作されている所には影響もありませんし、問題はないと思います。先日、申請人ともお話をしまして、色々とお話を聞いて資金計画等もしっかり立てて

おられていました。特に問題はないかと思えます。ご審議の程、よろしく願  
いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご  
質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決する  
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の  
1 及び 2 については、可決されました。

《 浅利町 》

会 長 　議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を  
議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の益田委員から調査結果の  
報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページ、場所の方は 5 ページになりますので、ご覧頂きたいと  
思います。場所は●●●●●です。権利は使用貸借ということです。使用貸人  
は●●●●●。使用借人は●●●●●。転用の目的は住宅の増築、宅地の拡張  
です。申請地を借り受けて住宅の増築をするために転用申請をしたいというこ  
とです。申請人は●●●●●で、担当委員は益田委員さん。工期は許可のあつ  
た日から平成 29 年 2 月末日までです。立地基準、一般基準に照らし合わせて  
みましたが、特に問題はありませんでした。以上です。

会 長 　それでは、益田委員、調査結果の報告をお願いします。

14 番委員 　場所の説明をいたします。上の広い道路が 9 号線で、申請地の前の道路は  
旧 9 号線です。地図の右上方の三叉路、この部分はタナスの跡地にマルシェと  
称するスーパーマーケットが出来た交差点です。これを工業団地の方向に通る  
と、信号のある交差点を西の方に向かった道路沿いに申請地があります。申請  
地の左側にあるのは、20 年来の空き家で申請地も農地となっていますけれど、  
萱がびっしり生えているような状況です。●●●●●でありまして、申請通り  
で問題はないと思えます。よろしく願います。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご

質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4及び5については、譲受人が同一であり関連がありますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページ、番号4と5をご覧ください。場所の方は6ページになります。番号4です。所有権の移転です。譲渡人は●●●●●、譲受人は●●●●●。転用目的は貸駐車場。転用理由は申請地を貸駐車場として利用したいということです。申請人は●●●●●、対価は10aあたり9,091千円です。担当委員は富金原委員さんで、工期は許可のあった日から平成29年3月末日までです。次に番号5です。●●●●●。同じく所有権の移転ということです。譲渡人は●●●●●。譲受人は先程と同じで、転用理由も同じでございます。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、富金原委員、調査結果の報告をお願いします。

11番委員 まずは、場所の説明をさせていただきます。中央部分に斜線の所がありますが、これが二宮と敬川の境の道路になります。上の方に信号機がありまして、角にローソンがございます。右隅に団地で左側が島根県の農地ですが、現在耕しておりませんけれど、そのような場所です。それより南に入った所になります。一番上の道路が9号線、そして真ん中の道路は農道でありましたが、開発が進んで現在は一般の道路となっております。一番下の道路は青陵中学の生徒が通っている昔からの道路ですが、通学路となっております。この3つある道路の真ん中の道路に面した所が申請地でございます。現在は都市計画内の第一種

住宅、住居的な所になっておりまして、この前の調査では旧耕地の 1 か 3、以前は 3 にしていたのですが、少し厳しいかなと思ひまして 3 のところを 1 に変えました。そういう場所でございます。草が生えておりまして耕しておりません。畑となっておりますが耕しておりません。1308-14 と 1308-13 は続きになっておりまして、二つ合わせますと幅が約 11m50 くらいあります。長さは道路から 41m 奥へ入っております。この入った所に里道がありまして地図にはありませんが、後が里道になっております。そこまでが今回の申請地ということでございます。現在は全面道路より 30 cm くらい低い畑となっておりますけれども、草が茫茫で耕す人もいないということでございまして、敬川はほとんど畑が草で茫茫となった所でたくさんですけれども、皆年を取ったりして耕す人がおりません。そういった中で、農地転用を図って頂いて何かが出来るということは、都市計画内の要素から言えば非常に良いことではないかなと思ひます。以上でございます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 及び 5 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 　議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、仲津委員欠席のため隣接の植田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は先程の 5 ページ、番号は 6 になります。場所は位置図の最後の 7 ページになりますので、そちらをご覧ください。場所は●●●●●。所有権の移転です。譲渡人は●●●●●。転用目的は個人住宅を建てたいということです。申請人は●●●●●、対価は 10a あたり 21,238 千円です。担当委員は●●●●●、工期は許可の日から平成 29 年 7 月末日まで。立地基準、一般基準に

照らし合わせてみましたが特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、植田委員、調査結果の報告をお願いします。

12 番委員 はい、仲津委員から言付かっておりますので、ご報告申し上げます。まず、位置図ですが、7 ページ。左に大きく道路があります。これが 9 号線でございますが、都野津西という信号機がございます。それから県道皆井田江津線ということで跡市長谷方面へ向かう県道でございます。その交差点から入りまして、最初の旧国道との交差点ですけれども、それを左折すると見て頂きますように斜線のある申請地がございます。最近道路を挟んで正面に国沢クリニックができてございます。そのような位置関係で、見て頂きます様に区画整理がされた所でございます。周辺関係は全て宅地にどんどん変わっている所ですので、この度の申請によって支障は特にありません。そのように聞いておりますので、ご報告いたします。よろしくご審議の程お願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 については、可決されました。

非農地証明願

《 桜江町今田 》

会 長 日程第 5、議案第 4 号、「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の井上委員及び隣接委員の田代委員及び佐々木敏行委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は最後の 6 ページをご覧ください。場所の方は位置図の 3 ページをご覧ください。それから、写真も用意しておりますので、そちらもご覧頂ければと思います。場所は●●●●●。非農地証明をして欲しいということです。●●●●●。申請事由ですが、申請地は昭和 58 年災害により、防災ダムの建設に伴い耕作不能となり、山林化して現在に至るということでございます。申請

人は本人さんで担当委員は井上委員さん、隣接は田代委員と佐々木敏行委員さんです。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員の井上委員及び隣接委員の田代委員、佐々木敏行委員から順次調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 15 日に、田代委員と佐々木委員で現地を見に行かせて頂きました。この非農地証明ですが、そこが農地であったということが判明したため今回の申請となりました。写真を見て頂くと分かるように、S58 年の水害でここも埋まった所でございます。地図に出ていますように、先程神社が違いますよと言った所の二本線が、砂防のダムでございます。この申請地からダムまでが約 15 mで、この土地への水路も無くなりましたし、S58 年水害で耕土も無くなったということで、植林されたというように聞いております。桧の大きいのが直径 30 センチを超えますし、杉の木は 40 センチを超えるような大きい木になっております。以上です。

会 長 それでは、田代委員よろしくお願いいたします。

20 番委員 先程、井上委員より説明がありましたように、現場は立木が茂っていて、地面も小石混じりの場所でした。現況もこの写真の通りなので、特に非農地として問題はないかと思えます。以上です。

会 長 続いて、佐々木敏行委員よろしくお願います。

8 番委員 井上委員と田代委員と一緒に現地を視察したわけですが、先程説明にありましたように、これは 58 年の災害で土石流が発生いたしまして、大変な被害をした農地、又下の方には民家もございました。見ますと 33 年も経っている大きな樹木、杉の木等が立っておりまして、太さが 30 センチ以上の大きな木になっております。そうした中で、田としての価値はおそらく無理だと判断いたしましたので報告をいたします。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

9 番委員 非農地証明にしておいて売買となることが多いのですが、本来は 5 条申請になるべき案件ではないかと思っております。そういう指導を、行政書士にされるべきではないかと思えます。

事務局 この場合は、本人が来られ、申請地は年数も相当経っておりどうしたら良いか

という相談でした。申請地はかなりの年数が経っており、耕作はできない。その状況から非農地証明が可能なので手続きの説明をさせて頂きました。

9 番委員 事務局は売買について把握されていなかったということですね。

事務局 はい。

会 長 事務局は売買に関係することかどうかを聞いてみて、今後対応を検討していただければと思います。

事務局 わかりました。その後の目的も確認しながら対応していきたいと思います。

会 長 それでは、そういう方向で事務局には今後対応して頂くということで、お願いします。ほかに、ご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りしました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、農林水産課から意見を求められていますので、資料をご覧頂ければと思います。1 ページをご覧下さい。場所は桜江町大貫です。全部畑で、19 筆、10 年間で 18,819 m<sup>2</sup>ございます。全部新規でございます。次のページに移りまして、2 ページからずっと中間管理事業ということで、公社への中間管理事業という形で 5 ページの番号 11 まで出ております。12 と 13 がスプラウトへの貸付ということで、これも同じ様に年数は 10 年ということですが、10a あたりの賃借料も 1,500 円という形で出ております。ご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 日程第 7、その他について、事務局ありますか。

事務局 今日、お手元にお配りしました資料を確認して頂ければと思います。資料の No.1、次に全国農業新聞の申込み、それから全国農業新聞の配信の案内、全国農業新聞の申込書、農業委員会の情報活動の意義と役割、農業委員会の資料、最後に農業委員会の業務必携をお配りしております。

会 長 事務局、その他に何かありませんか。

無いようでありますので、日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 7 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、11 月 21 日、月曜日、午前 9 時 30 分から予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。ご苦労様でした。

〔 閉会 午前 10 時 45 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員